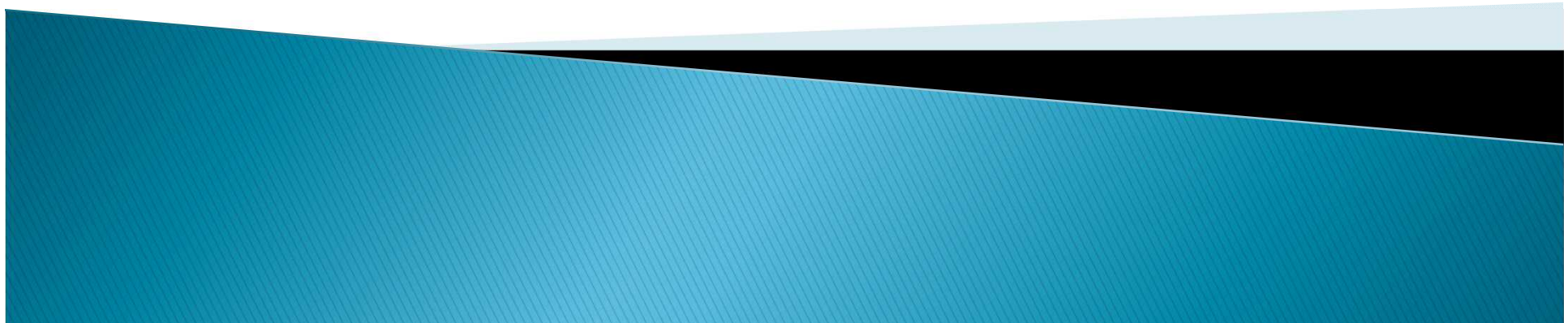


中央環境審議会 瀬戸内海部会

国立公園の海域保全について

環境省自然環境局
国立公園課



国立公園とは

＜国立公園＞

我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地

＜自然公園法の目的＞

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。

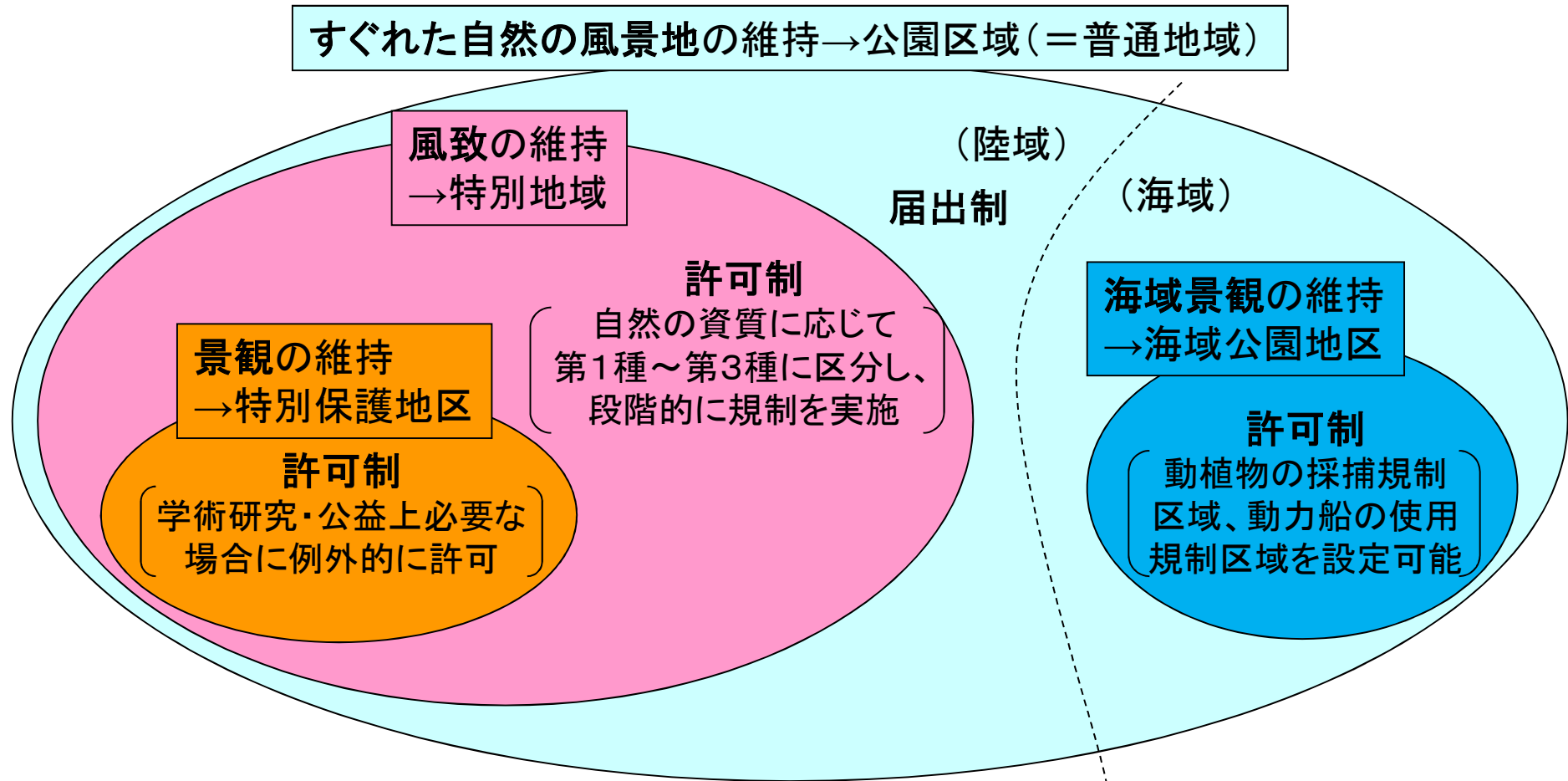
自然環境の「保護」と「利用」

全国の国立公園の指定状況

- | | |
|------------|-----------|
| 1 利尻礼文サロベツ | 17 白山 |
| 2 知床 | 18 南アルプス |
| 3 阿寒 | 19 伊勢志摩 |
| 4 釧路湿原 | 20 吉野熊野 |
| 5 大雪山 | 21 山陰海岸 |
| 6 支笏洞爺 | 22 瀬戸内海 |
| 7 十和田八幡平 | 23 大山隠岐 |
| 8 陸中海岸 | 24 足摺宇和海 |
| 9 磐梯朝日 | 25 西海 |
| 10 日光 | 26 雲仙天草 |
| 11 尾瀬 | 27 阿蘇くじゅう |
| 12 上信越高原 | 28 霧島屋久 |
| 13 秩父多摩甲斐 | 29 西表石垣 |
| 14 小笠原 | |
| 15 富士箱根伊豆 | |
| 16 中部山岳 | |



国立公園における行為規制(ゾーニングの概念図)



■ 海域公園地区で規制される行為の例

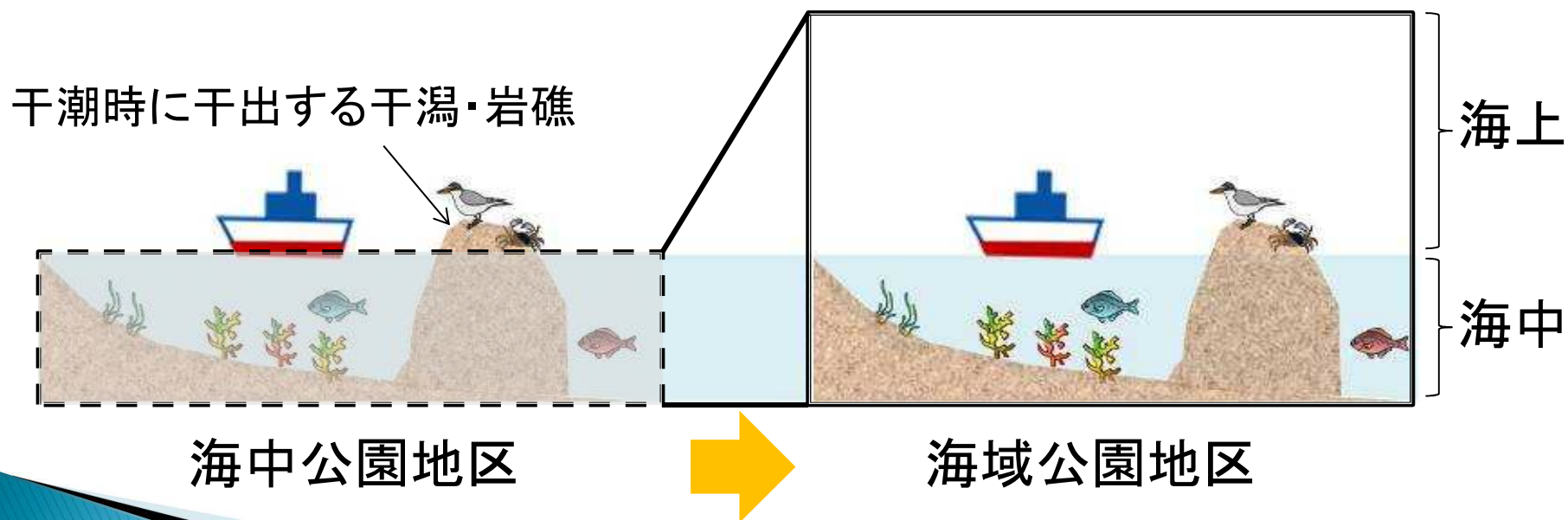
- ・ 工作物の新築・改築・増築
 - ・ 海面の埋め立て、干拓
 - ・ 環境大臣が指定する動植物の採取
 - ・ 鉱物の掘採、土石の採取
 - ・ 海底の形状変更
- など

海域公園地区制度

- ▶ 平成22年4月:改正自然公園法施行
- ▶ 海中公園地区 → 海域公園地区に変更
- ▶ 熱帯魚、さんご、海藻等を中心とした【海中景観】の保護



潮間帯の干潟、岩礁、海上を含めた【海域景観】の保護



海域公園地区の指定対象



海中公園地区
(サンゴ・藻場)



海域公園地区

サンゴ・藻場・干潟・岩礁・生き物が豊かな海域
シーカヤックや観光船等により利用されている海域
文化的な景観・美しい海域・陸域と一体となった美しい海域

海域公園地区制度の特徴

海中公園地区

- ・開発等の行為規制
- ・動植物の採取規制

地区全域に適用される規制

海域公園地区

- ・開発等の行為規制

- ・動植物の採取規制地区
- ・利用調整地区
- ・動力船使用規制地区

海域公園地区内に区域を設け、
追加的に規制を行う地区

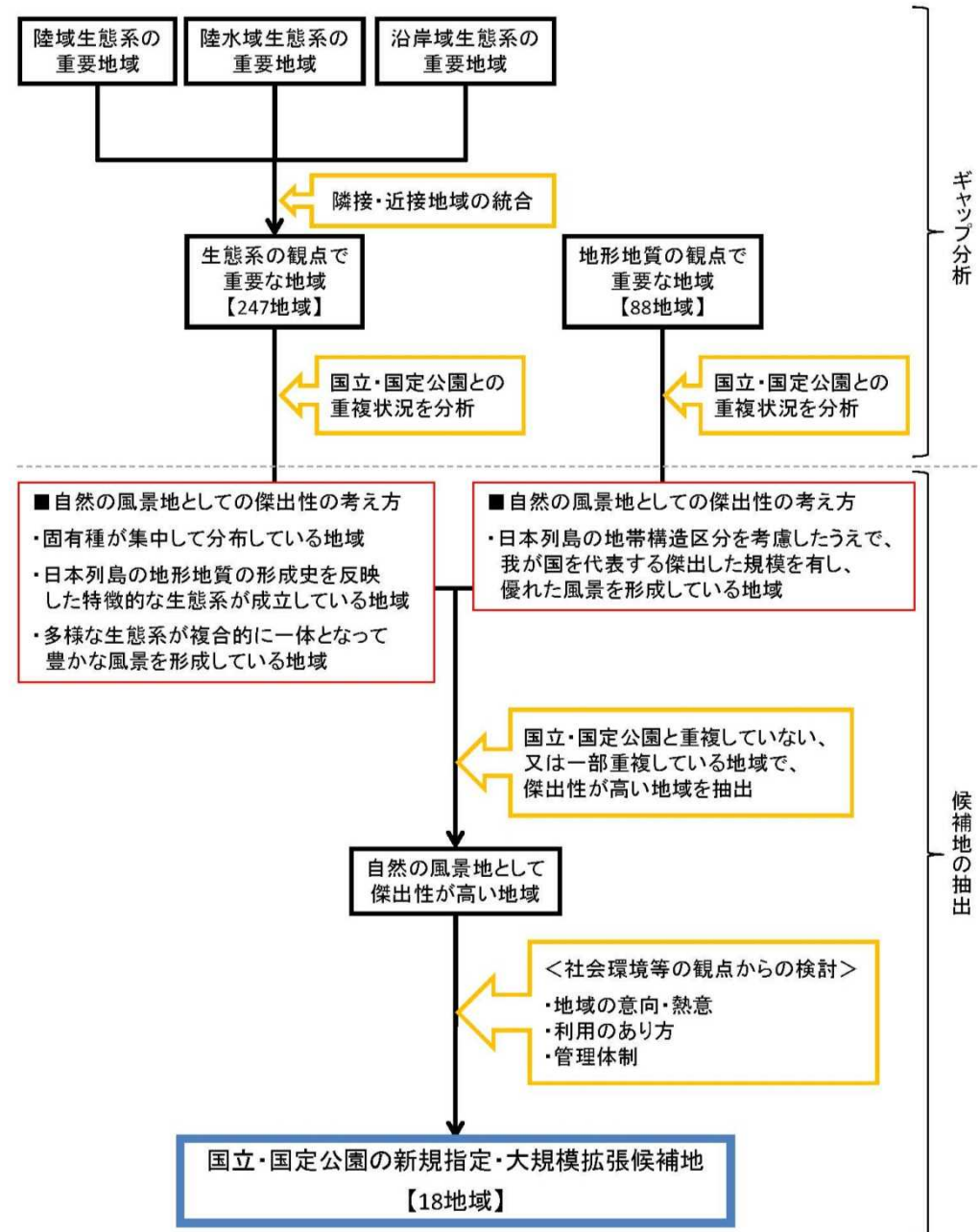
- 動植物の採取規制を伴わない地区が指定可能
 - 指定に当たって漁業者との衝突が少ない
 - 開発規制に目的を絞ることができる

〔 仔稚魚の生育場となる環境を開発から守り、
漁業と自然保護の双方にとってメリットがある指定が可能 〕

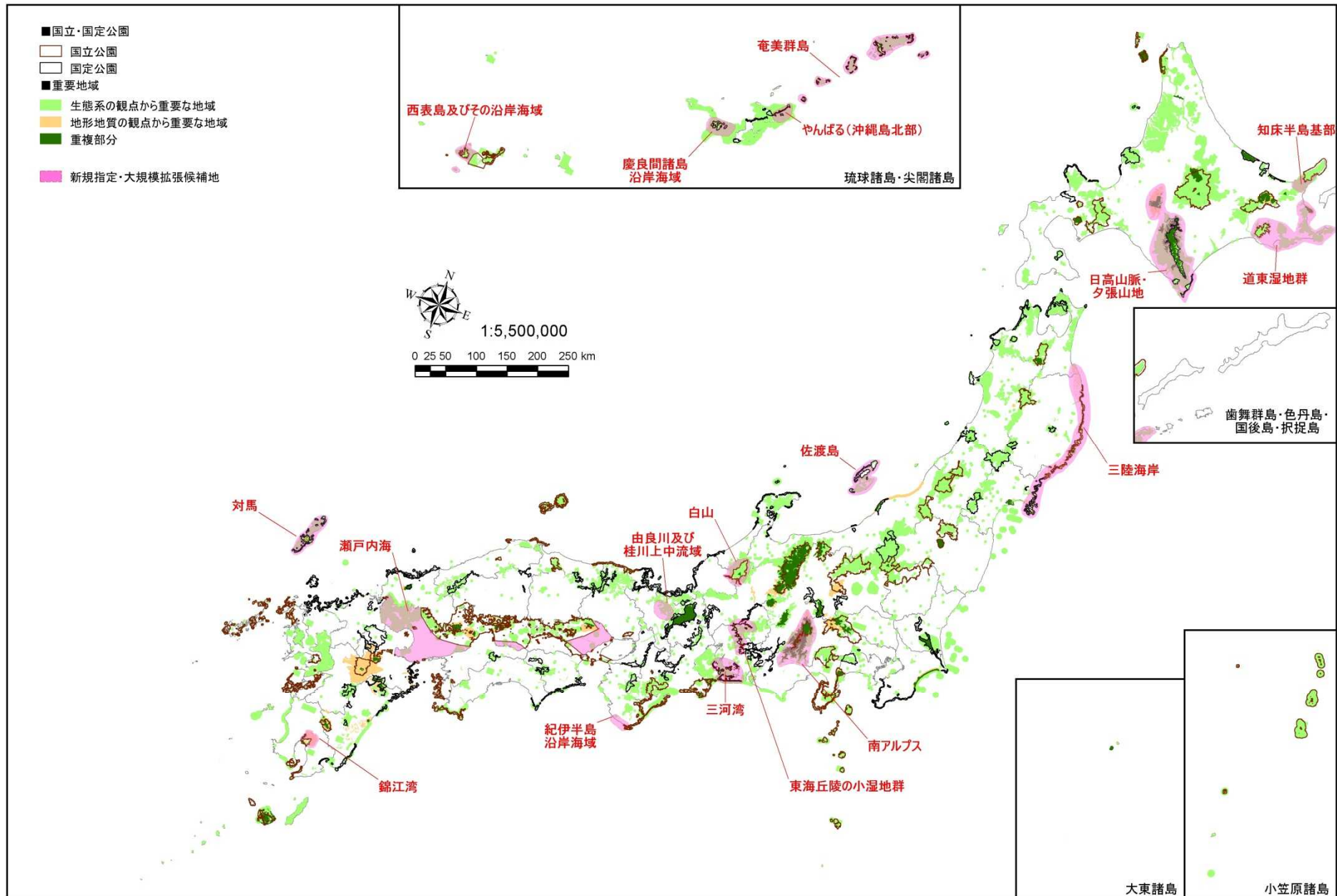
- 利用をコントロールする地区を指定可能

国立・国定公園総点検事業について

- ▶ 平成19年度より取組を開始
- ▶ 自然環境の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されている国立・国定公園区域との重複状況を分析(ギャップ分析)
- ▶ 今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地を選定
- ▶ 平成22年10月に公表



国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地



*候補地名は仮称である。
 *図示してある候補地の範囲は概念的なものであり、具体的な公園区域と一致するものではない。

*エコツアーリズムの推進について

環境省自然環境局総務課
自然ふれあい推進室

エコツーリズムの推進について

《 エコツーリズム推進法 より 》

●エコツーリズムとは…

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動



●エコツーリズムの基本理念…

エコツーリズムの推進にあたって配慮すべき4つの基本的な要素

自然環境への配慮

観光振興への寄与

地域振興への寄与

環境教育への活用

●地域協議会（市町村）は…

エコツーリズム推進全体構想を策定 → 国へ認定申請

●国（環・農・国・文）は…

エコツーリズム推進全体構想を認定

地域観光資源（特定自然観光資源等）の保護

必要に応じて立入制限

等が可能に

その他、国は、認定全体構想の周知、基本方針の策定、地域への技術的助言、情報収集・提供等、広報活動等によりエコツーリズムを総合的・効果的に推進することとされている。

環境省での直近の取組

瀬戸内海地域の取組

平成22年度
瀬戸内海におけるエコツアー
運用形態の構築に関する検討

⇒ 瀬戸内海国立公園内の自然環境を生かしたツアー行程やガイド用シナリオの作成・モデルツアーの実施、関係者ネットワーク構築。

平成23年度
地域コーディネータ活用交付金
(瀬戸内ツーリズム推進協議会)

⇒ 地域協議会等がコーディネーターを活用しながら行うエコツーリズムに係るルール・プログラム作り等の活動支援。

他地域でのモデル的取組等

平成22年度～
他施策との連携事業
(鹿児島県垂水市、兵庫県養父市)

⇒ エコツーリズムとグリーン・ツーリズムとの融合したツアープログラムの作成等をモデル的に実施。

平成17年度～
エコツーリズム大賞
(第6回：黒潮実感センター)

⇒ エコツーリズムに取り組む事業者・団体等の優れた取組を表彰し、広く紹介することを通じて、全国の活動の質的・量的向上等を図る。

★瀬戸内海におけるエコツアー運用形態の構築に関する検討★



★他施策との連携事業★ (鹿児島県垂水市)



★第6回エコツーリズム大賞(H22)★ 黒潮実感センター (高知県幡多郡大月町)



柏島を「島が丸ごと博物館（ミュージアム）」と捉え、持続可能な里海づくりを目指して活動している。里海を「人が海からの豊かな恵みを受取るだけでなく、人も海を耕し、育み、守る」と捉え、これらの活動を地域住民や行政、大学等の様々な主体とともに進めている。

エコツーリズムによる瀬戸内海地域の自然観光資源の持続可能な利用と保護との両立へ

自然再生推進法に基づく自然再生について

平成23年12月19日 環境省自然環境計画課

自然再生推進法に基づく自然再生について

平成14年12月 自然再生推進法が成立

▶ 自然再生の定義

- 目的: 過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すこと
- 多様な主体の参加: 関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家など
- 多様な生態系を対象: 森林、里地里山、河川、湖沼、湿原、干潟、藻場、サンゴ礁など
- 事業の実施: 保全、再生、創出又は維持管理する

▶ 自然再生の4つの視点

- ① 生物多様性の確保を通じた自然共生社会の実現
- ② 地域の自主性の尊重と透明性を確保した多様な主体の参加・連携
- ③ 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組
- ④ 残された自然の保全の優先と生態系劣化の要因の除去

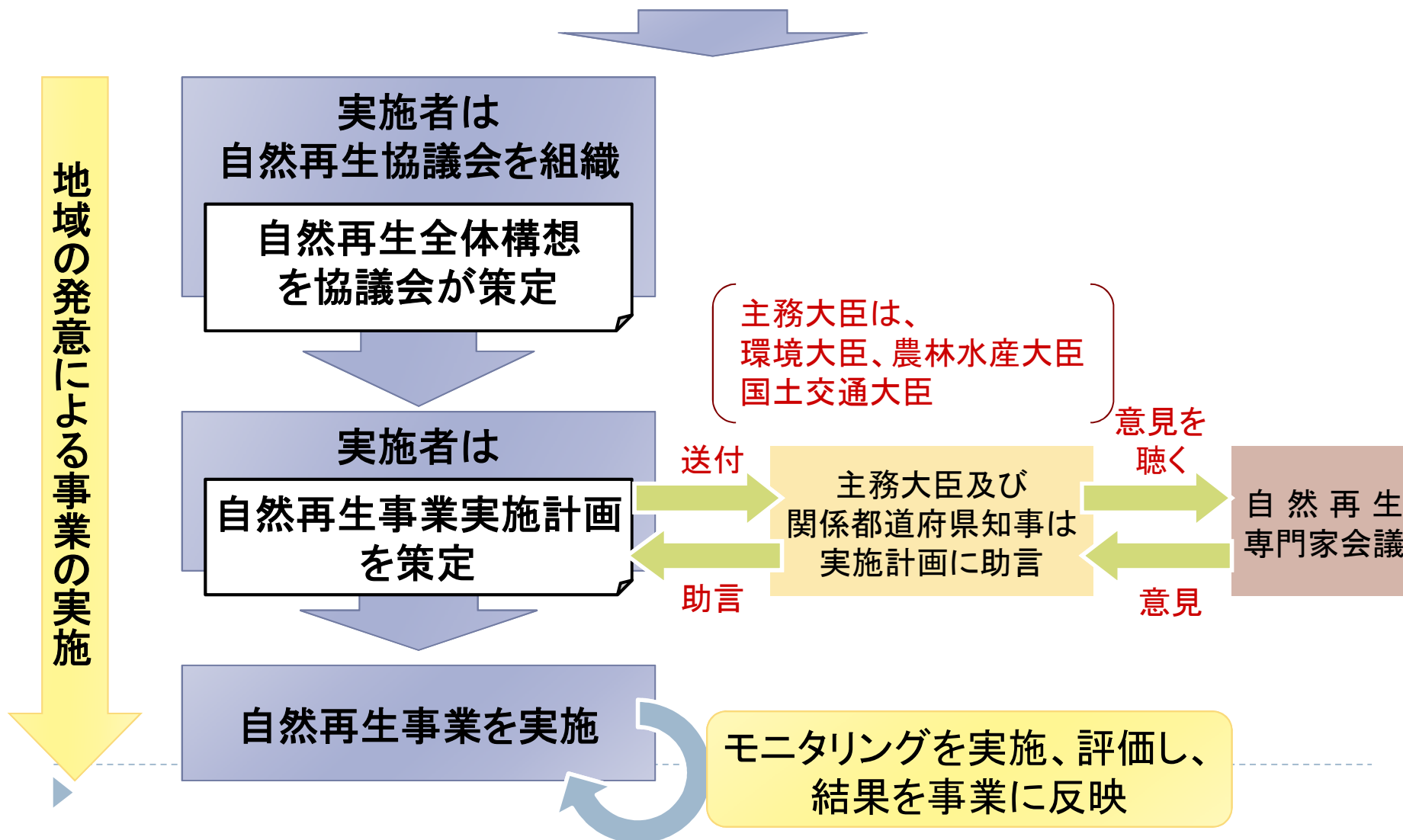
◎地域の自主性の尊重: ボトムアップの考え方に基づいた枠組み

◎横の連携の確保: 関係省庁の連携

◎順応的な進め方: 自然再生の状況のモニタリングと事業へのフィードバック

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

自然再生基本方針：自然再生を総合的に推進するための基本方針
政府が策定し、5年ごとに見直し



自然再生協議会

実施者(協議会の呼びかけ)

都道府県

市町村

自然再生協議会で行う事務

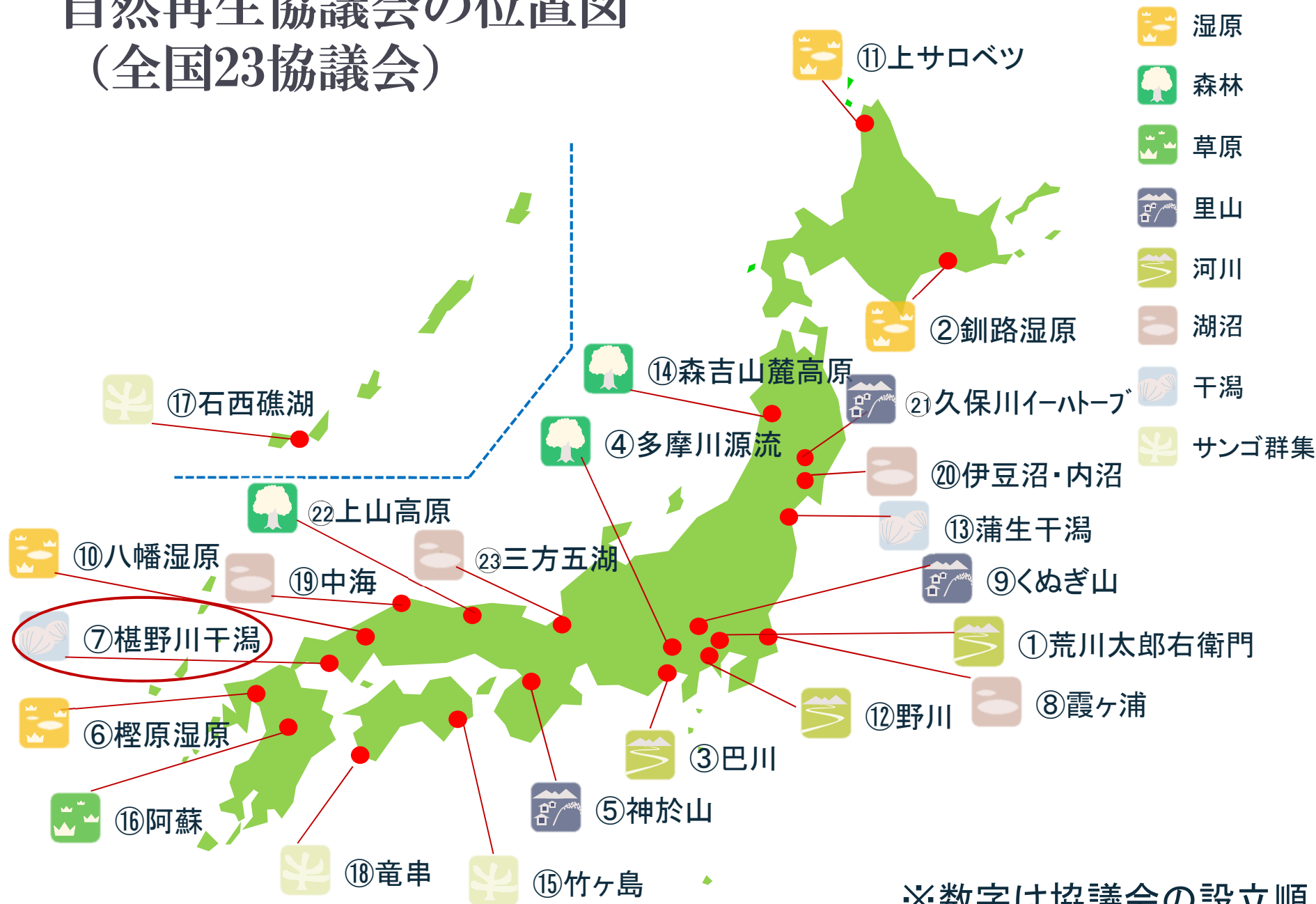
- 自然再生全体構想の作成
 - 自然再生事業実施計画の案について協議
 - 自然再生の実施に係る連絡調整
- ※協議会の組織及び運営に関して必要な事項の決定

関係行政機関

参加しようとする者(地域住民、NPO等、専門家、土地所有者等、その他)

自然再生協議会の位置図 (全国23協議会)

H23.8月現在



※数字は協議会の設立順

【事例】 榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組

▶ 榎野川河口域・干潟自然再生協議会

■平成16年8月に設立

■構成員数:56名(山口大学等専門家、関係4漁協等団体(公募)、個人(公募)、行政)

▶ 自然再生の目標

■対象区域:榎野川河口域、干潟(344ha)及び山口湾

■河口干潟等の再生目標を「里海の再生」と位置づけ、自然・社会的特性に応じたゾーンごとにと取組を実施

▶ 自然再生の取組状況

①泥干潟(中潟)

カキ殻の粉碎や耕耘による低質環境改善を実施(H16・17)
→モニタリング調査(H22)でアサリ(100個/m²)の生息を確認

②砂干潟(南潟)

耕耘(人力)の実証試験後、地域住民の協働で耕耘を継続
→被覆網設置箇所、漁獲サイズ以上のアサリを確認(H21)

③アマモ場の再生

漁業者、地元住民の協働によるアマモ花枝採取・播種(H14~H20)
→アマモの生息場所が142haに回復(H20)。分布の継続を確認(H22)

